

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年11月から平成3年8月まで
② 平成5年2月及び同年3月
③ 平成5年6月から同年8月まで

20歳到達後、すぐには国民年金保険料を納付していなかったが、社会保険事務所(当時)の職員が自宅に来て、国民年金の未納期間がある旨の説明を受けた。後日、母親からA銀行で国民年金保険料を払っておいたから続きは自分で払いなさいと言われ、平成5年以降の保険料は自分自身で、銀行で納めていたが、自分で納めるようになってからは、納付日が遅くなるのがあっても、未納が無いように保険料を納付してきた。

年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていたが、昭和62年11月から平成3年8月までの保険料については、母がA銀行で納めてくれており、5年2月以降の保険料は全て自分で納付してきたので、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、平成5年以降の国民年金保険料は、自身が銀行で納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年10月13日に払い出されていることが確認できるとともに、オンライン記録によると、同年4月及び5月については現年度納付を行っていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行った後、同一年度内である同年4月から納付を開始している状況がうかがえる。

また、申立人は、申立期間③以降の国民年金の加入期間について未納無く納

付していることが確認できることから、3か月と短期間の申立期間③について、現年度納付を行っていたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、申立人の母親が未納とされていた期間の保険料をまとめて、A銀行で納付してくれたと主張しているところ、上記、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、当該期間の国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと推認できる。

また、申立期間②については、上記払出し時点においては、過年度納付が可能な期間であるところ、オンライン記録においても当該期間に係る過年度納付書の発行が確認できない上、申立人も同納付書が送られてきたことはなかったと思うとしており、申立人が申立期間②の保険料を納付していた状況がうかがえない。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年12月まで

私は昭和44年3月に結婚し、A市B区に転居した。その後、C市、D市と転居が続いたため、国民年金保険料の納付が滞っていたが、45年10月にD市役所で手続を行い、それまで未納であった保険料を納付することにした。その際、窓口担当者が、年金手帳に鉛筆で支払金額を手書きで記載してくれ、言われたとおりに支払ったが、記録では、申立期間が未納になっている。現在の記録に納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月にD市役所で国民年金の加入手続を行い、未納であった期間の保険料について、同市役所の窓口担当者の指示に従って納付したと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、同年10月23日に同市役所で住所及び氏名変更の手続を行ったことが確認でき、この時点で、申立期間のうち、44年4月から45年3月までの期間の保険料については、過年度納付することが可能である上、同市によると、「国民年金の手続の際、それまでの未納期間について、希望があれば、市役所で過年度納付書を発行し、金融機関で納付をするように案内していた。」としており、申立人も、「市役所の窓口で、遡って納付できる保険料額を鉛筆で年金手帳に記載してもらった。」と供述するとともに、申立人が所持する国民年金手帳の昭和44年度のページには当時の保険料額の記載が確認できることから、申立人は、同市役所の窓口担当者の指示どおり、当該期間の保険料を過年度納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和45年4月から同年12月までの期間については、

申立人がD市役所で手続を行った同年10月23日時点において、同市役所の窓口で保険料を現年度納付することが可能であったものの、申立人が所持する国民年金手帳には、当該期間について保険料を現年度納付した際に押される印紙検認印は無く、同市の国民年金被保険者検認台帳においても、当該期間の納付記録は確認できず、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

私たち夫婦は日本で暮らす外国人である。昭和57年1月から国民年金に加入できたことも知らずに過ごしてきたが、同じ外国籍の人から私達も国民年金に加入できることを教えられ、平成2年11月頃にA市役所で加入手続を行った。加入手続が遅れたものの、少しでも多く年金を受け取りたいと思い、苦しい家計から保険料を支出しなければならなかったこともあり、まず、夫の保険料を納付し、その後に私の保険料を納付したいという希望を伝えて相談したところ、市役所の職員がその事情を考え、納付方法についてメモを作成してくれた。そのメモに従って送られてきた納付書により金融機関で保険料を納付してきた。確かに余裕のある生活ではなかったが、私たち夫婦の老後は日本の国が守ってくれるとの思いでコツコツと保険料を納付してきたのに、私が、65歳の時に、元年4月から2年3月までの1年間で未納であることを知らされた。その記録に納得できず、何度も市役所や社会保険事務所(当時)へ行き、調査を願い出たが、この期間の領収書が無いことを理由に記録は訂正されずに現在に至っている。申立期間の保険料の納付を証明できる具体的な資料は無いが、市の職員が作成したメモを参考資料として提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者期間について、申立期間を除き、納付可能な期間は全て保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金加入時にA市職員が作成したと推認されるメモには、申立期間を含め、納付可能な期間についての保険料の納付方法等が具体的に記載されており、国民年金の加入手続が遅れた申立人が、その保険料の納付につ

いて相談を行っていることがうかがえるところ、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表及びオンライン記録によると、保険料の納付が可能であった申立期間前後の平成元年1月から同年3月までの期間及び2年4月から3年3月までの期間について、そのメモに記載された納付方法に沿って保険料を納付していることが確認でき、申立期間についても納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から53年3月まで

私は、昭和53年10月*日の婚姻後、A市役所へ婚姻届を提出し、その際、国民年金の窓口で加入手続も行った。その後、納付書が送られてきたが、婚姻前に居住していたB県では独身で親元を離れていたため、国民年金の認識は無く、保険料を納付していなかったため、20歳からの期間分の納付書が送られてきて、その金額の大きさに驚いた。当時の夫の給与は10万円ぐらいであったが、その約半分の5万円ぐらいの金額であったので、それでは生活費が無くなってしまうと考え、私が独身の期間の保険料分は実家から送金してもらい、一括して支払った。当時、夫と、「早くに結婚したから早く気付いたけれど、25歳や30歳で結婚していれば、5年分や10年分の支払いになって、とても払えなかったね。」という話をしたことをはっきり覚えている。確かに20歳からの保険料を支払っているため、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の同手帳記号番号は昭和53年12月に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は同年11月頃に加入手続を行ったものと推認できることから、この時点において、申立期間は時効到達前であり、保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、婚姻後にA市役所で国民年金の加入手続を行い、その後送付された納付書により婚姻前の保険料を一括して納付し、その金額は、当時の申立人の夫の給与約10万円の約半分の5万円程度であったと供述しているところ、申立期間の過年度保険料及び納付記録の確認できる現年度保険料（同年

4月から申立人が加入手続を行ったと推認される同年11月まで)の合計額は4万9,640円であり、申立人の主張内容と符合する。

さらに、申立人は、上記の保険料を一括して支払うために、申立人の実家から、まとまった金額を送金してもらったと主張しているところ、申立人の夫は、その際、実家から送金された金額は約10万円であったと具体的に記憶しているなど、申立内容の信^{びょう}憑性は高いと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間以降に国民年金保険料の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成9年11月から11年11月までは28万円、同年12月から12年7月までは24万円、同年10月から15年11月までは24万円、同年12月から16年9月までは26万円、同年10月は17万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、17年1月は22万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は22万円、同年6月から同年11月までは26万円、同年12月及び18年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は26万円、19年1月は22万円、同年2月は26万円、同年3月から同年6月までは24万円、同年7月及び同年8月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月1日から12年8月1日まで
② 平成12年10月1日から19年9月1日まで

A社における申立期間①及び②の標準報酬月額について、実際の給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額より低い額の記録となっていることに納得できない。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われ

るのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成16年3月、同年9月から17年2月まで、同年4月から同年8月まで、18年2月から同年10月まで、19年1月から同年9月までの給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額、並びにB市が保管する申立人に係る平成11年度から20年度までの市民税・県民税普通徴収課税台帳等において推認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成9年11月から11年11月までは28万円、同年12月から12年7月までは24万円、同年10月から15年11月までは24万円、同年12月から16年9月までは26万円、同年10月は17万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、17年1月は22万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は22万円、同年6月から同年11月までは26万円、同年12月及び18年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は26万円、19年1月は22万円、同年2月は26万円、同年3月から同年6月までは24万円、同年7月及び同年8月は20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書及び市民税・県民税普通徴収課税台帳等において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び市民税・県民税普通徴収課税台帳等において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月1日から15年2月1日までの期間及び同年4月1日から17年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、9年4月から13年12月までは24万円、14年1月から同年11月までは28万円、同年12月及び15年1月は26万円、同年4月から16年3月までは32万円、同年4月から同年10月までは30万円、同年11月及び同年12月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年12月15日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から17年1月1日まで
② 平成15年12月15日

私は、平成9年4月から16年12月まで、A社の事業主により標準報酬月額等についての過少申告が行われたことから、事業主と将来の厚生年金の年金損害額について解決金を受け取ることで同意書に署名させられていたが、その内容に納得できない。私の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書の厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成10年12月から11年2月までは24万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年7月から12年3月までは24万円、同年6月から13年12月までは24万円、14年1月から同年11月までは28万円、同年12月及び15年1月は26万円、同年4月から16年3月までは32万円、同年4月から同年10月までは30万円、同年11月及び同年12月は32万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成11年3月1日から同年4月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び12年4月1日から同年6月1日までの期間について、申立人は給料支払明細書を所持していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額が確認できないものの、当該期間の前後の保険料控除額から、当該期間の標準報酬月額について24万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成9年4月1日から10年12月1日までの期間について、申立人は給料明細支払書を所持していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額が確認できないものの、申立人が事業主と交わした将来の年金額に係る補償に関する念書を作成する際に社会保険労務士が作成したとする資料によると、当該期間の報酬月額がその直後の同年12月の報酬月額と一致しており、保険料控除額も同額であったと推認できることから、当該期間の標準報酬月額を同年12月と同額の24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行し

ていないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年2月1日から同年4月1日までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と一致していることが認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②については、申立人が所持する給料支払明細書により、申立期間②において、その主張する標準賞与額（23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月1日から15年2月1日までの期間及び同年4月1日から17年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、9年4月から10年4月までは26万円、同年5月から11年11月までは28万円、同年12月から12年6月までは26万円、同年7月から13年11月までは32万円、同年12月から14年11月までは34万円、同年12月及び15年1月は32万円、同年4月から同年11月までは36万円、同年12月は38万円、16年1月から同年12月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年12月15日、16年6月15日及び同年12月15日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額を、15年12月15日は55万円に訂正し、16年6月15日は32万円、同年12月15日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成15年12月15日に係る訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かは、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から17年1月1日まで
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日

私は、平成9年4月から16年12月まで、A社の事業主により標準報酬月額等についての過少申告が行われたことから、事業主と将来の厚生年金の年

金損害額について解決金を受け取ることで同意書に署名させられていたが、その内容に納得できない。私の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書の厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成9年4月から同年11月までは26万円、10年4月は26万円、同年5月から11年11月までは28万円、12年4月から同年6月までは26万円、同年7月から13年11月までは32万円、同年12月から14年11月までは34万円、同年12月及び15年1月は32万円、同年4月から同年11月までは36万円、同年12月は38万円、16年1月から同年12月までは36万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成9年12月1日から10年4月1日までの期間及び11年12月1日から12年4月1日までの期間について、申立人は給与明細書を所持していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額が確認できないものの、当該期間の前後の保険料控除額から、当該期間の標準報酬月額について26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年2月1日から同年4月1日までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と一致していることが認められることか

ら、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から④までについては、申立人が所持する給料支払明細書により、申立期間②において、その主張する標準賞与額（55万円）、申立期間③において、その主張する標準賞与額（32万円）、申立期間④において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②から④までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年9月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年8月から21年3月までは40円、同年4月から22年8月までは30円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月30日から23年9月1日まで

私は、昭和19年3月に尋常高等小学校を卒業し、同年4月にA社に入社した。同社では、23年9月まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は、20年8月30日までとなっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社から提出された申立人に係る退職証明書に、申立人が昭和19年4月7日に入社し、22年9月15日に退職した旨の記載があることから、申立人が、19年4月7日から申立期間中の22年9月15日までの期間、同社B事業所で勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和20年8月30日となっているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の当該事業所における同被保険者資格喪失日の記載が無い。

このことについて、日本年金機構C事務センターは、「どのような理由で、オンライン記録に昭和20年8月30日の資格喪失日が入力されたのかは不明である。」と回答しており、社会保険事務所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年9月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し

て行い、申立人は、申立期間のうち、20年8月30日から22年9月15日までの期間については、A社B事業所において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る標準報酬月額の記録から、昭和20年8月から21年3月までは40円、同年4月から22年8月までは30円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和22年9月16日から23年9月1日までの期間については、上記のA社B事業所の退職証明書記録及び元同僚の証言からも、申立人が当該期間において当該事業所で勤務していたことは確認できない上、当該期間において申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和22年9月16日から23年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月は3万9,000円、同年6月は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から同年7月1日まで

私は、A社のB支店に、昭和48年4月5日から49年7月までずっと勤めていた。ところが、厚生年金保険の記録では、同社C支店を1か月で辞め、3か月後に同社B支店に勤めたことになっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び賃金台帳並びに雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において、同社B支店で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、昭和48年5月は、賃金台帳により確認できる給与支給額から3万9,000円、同年6月は、同台帳により確認できる保険料控除額から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当

たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月21日から同年11月1日まで

私は、平成14年3月にA社に入社し、同社のB事業所で継続して勤務していたにもかかわらず、ねんきん特別便によると、厚生年金保険の加入記録に10日間の空白期間があることがわかった。途中で会社名がC社に変わったことを記憶している。給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された同社の労働者名簿に、申立人が平成17年10月21日にC社に転勤した旨記載されていること、A社及びC社のそれぞれの平成17年分所得税源泉徴収簿（給与台帳）並びに申立人が提出した給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、同社で勤務していたことが確認できる上、同年10月の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、A社は、「関連会社であるC社を、平成17年10月21日に適用事業所とするための届出が遅れてしまったため、社会保険事務所（当時）に、同社が適用事業所となった日付を同年11月1日とされてしまった。しかし、同社が適用事業所となるまでは、同社の従業員に係る厚生年金保険については、A社で取り扱っていた。」と回答している。

さらに、雇用保険被保険者記録によると、申立人は、A社で平成14年3月8日に被保険者資格を取得し、18年3月31日に同社を離職後、C社が雇用保

険の適用事業所となった同年4月1日に同社で被保険者資格を取得し、20年12月31日に同社を離職した記録が確認でき、同社が雇用保険の適用事業所となるまでは、申立人をA社において雇用保険に加入させていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険の納付等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成17年10月の給与明細書の給与総支給額により、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料を納付した。」と回答しているが、D年金事務所から提供された「健康保険料厚生年金保険料児童手当拠出金増減内訳書」によると、E社会保険事務所（当時）は、平成17年11月時点において申立人に係る被保険者資格喪失届を受理していないため、A社から当該保険料を一旦徴収したものの、同資格喪失届を18年2月に受理したことに伴い、当該保険料を同月の保険料で減額調整した上で同社に納入の告知を行っていることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年2月15日から21年4月2日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部署における資格喪失日に係る記録を同年4月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月11日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を同年4月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を180円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月15日から21年5月1日まで

私は、昭和15年3月11日に、E社（現在は、B社）に入社し、52年6月15日にF社（現在は、B社）を退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 B社が保管する労働者名簿及び社員台帳によると、申立人は申立期間においてA社に継続して在籍していることが確認できる。

また、軍歴証明書によると、申立人は昭和19年10月1日から21年4月2日まで陸軍に召集されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社C部署に係る厚生年金保険の被保険者記録は、昭和19年10月1日に被保険者資格を取得し、20年2月15日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、上記のとおり、昭和19年10月1日から21年4月2日ま

での期間は陸軍に召集されていた期間であり、労働者名簿及び社員台帳においても在籍が継続していることが確認できることから、申立期間については被保険者としての資格が無かったとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立人の A 社 C 部署に係る資格喪失日は、復員した昭和 21 年 4 月 2 日とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和 20 年 2 月 15 日から 21 年 4 月 2 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 社 C 部署に係る 20 年 1 月の保険出張所（当時）の記録から、40 円とすることが妥当である。

2 B 社が保管する労働者名簿及び社員台帳によると、申立人は昭和 15 年 3 月 11 日に A 社に入社し、17 年 6 月 20 日に同社 D 支店に勤務し、同年 12 月 1 日に入営のため休職し、21 年 4 月 11 日に復職し同支店に勤務していることが確認できる。

また、B 社は、「当社が保管する資料から、申立人は継続して在籍していることから、復職した時から保険料を控除していたものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 21 年 4 月 11 日から同年 5 月 1 日までの期間について A 社において継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 21 年 4 月 11 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 社 D 支店に係る 21 年 5 月の保険出張所の記録から、180 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間における厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は資料が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を保険出張所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間のうち、昭和 21 年 4 月 2 日から同年同月 11 日までの期間について、上記のとおり A 社に在籍していたことは認められるものの、申立人が提出した自身の経歴書によると、同年 4 月 2 日に復員後、翌日実家に戻り、同年同月 10 日に同社に復職したとしており、当該期間に係る申立人の勤務実態は確認できないことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C事業本部における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を取り消し、同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和48年4月2日から平成20年5月15日まで継続してA社に勤務し、その間ずっと厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している申立期間を、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社からD支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の労働者名簿の記録から昭和48年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店に係る社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和57年4月1日から同年8月1日までの期間、63年10月1日から平成元年10月1日までの期間及び5年3月1日から同年6月11日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、昭和57年4月から同年7月までは15万円、63年10月から平成元年9月までは16万円、5年3月から同年5月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月1日から平成5年6月11日まで
昭和47年4月から、A事業所に勤務し、53年5月から、厚生年金保険と健康保険に加入した。皆勤手当と当直手当が別に支給されていたため、実際の総支給額は、厚生年金保険の標準報酬月額の記録と相違していると思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 したがって、申立期間の標準報酬月額については、当該期間のうち、申立

人が所持する給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和 57 年 4 月から同年 7 月までは 15 万円、63 年 10 月から平成元年 9 月までは 16 万円、5 年 3 月から同年 5 月までは 19 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和 53 年 5 月から 57 年 3 月までの期間、同年 8 月から 63 年 9 月までの期間及び平成元年 10 月から 5 年 2 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額か、これを下回る額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。事業所記号は*）における資格喪失日に係る記録及びA社（事業所記号は*）における資格取得日に係る記録を昭和42年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月31日から43年1月1日まで

私の夫は、昭和26年6月18日にA社に入社し、在職中に亡くなるまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した申立人の勤務期間証明書、昭和42年12月25日付けの辞令及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社において継続して勤務し（同年12月25日に同社C工場から同社D工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年8月14日における標準賞与額の記録は事後訂正の結果25万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の2万5,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の平成15年12月20日における標準賞与額の記録は事後訂正の結果30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の3万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月14日
② 平成15年12月20日

私の年金記録では、平成15年8月14日及び同年12月20日の標準賞与額が支給された賞与額に比べて低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初、申立期間①は2万5,000円、申立期間②は3万円とそれぞれ記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年8月に、申立期間①は25万円、申立期間②は30万円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（申立期間①は25万円、申立期間②は30万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（申立期間①は2万5,000円、申立期間②は3万円）となっている。

しかしながら、事業所が保管する給料台帳から、申立期間について、その主張する標準賞与額（申立期間①は25万円、申立期間②は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から52年4月まで

私が、20歳になった頃は学生であったが、祖父が私の国民年金の加入手続を行い、毎月、保険料を納付してくれていた。大学を卒業し、祖父が社長を務める会社に入社した以降も、祖父が取引銀行の担当者に現金を渡して、毎月保険料を納付していたにもかかわらず、私の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年*月頃に、申立人の祖父が申立人の国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は52年5月1日から加入した厚生年金保険の記号番号で付番されていることが確認できるが、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間と記録されていることから、申立人の祖父が、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その保険料を納付してくれていたとする申立人の祖父は既に死亡しているため、保険料の納付等について具体的な内容が確認できない。

さらに、申立人の祖父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から57年3月までの期間及び同年9月から59年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月から57年3月まで
② 昭和57年9月から59年7月まで

私が20歳になったとき、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も父が毎月、金融機関で納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の納付記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年*月頃に、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は59年8月21日から加入した厚生年金保険の記号番号で付番されていることが確認できるが、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間と記録されていることから、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その保険料を納付してくれていたとする申立人の父親は既に死亡しており、保険料の納付等について具体的な内容が確認できない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月、62年7月及び平成8年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月
② 昭和62年7月
③ 平成8年2月から同年4月まで

平成10年12月に結婚し、その翌月の11年1月頃にA市役所で国民年金の手続を行った際、窓口で未納期間がある旨の説明を受けた。未納分の保険料を払ったら年金を受け取るときに困らないが、払わないと年金が全額もらえなくなるので納付するように、との勧奨を受けた。遡って納める分の保険料は窓口で納付し、手続後の保険料は銀行や郵便局で納めた。

年金記録を確認したところ、遡って納めた期間の保険料が未納とされていたので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年1月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った際、同市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているところ、A市の基礎年金被保険者台帳（資格）によると、国民年金の資格に係る届出が同年2月4日に行われていることが確認でき、オンライン記録によると、申立人は、上記加入手続の時点で、納付が可能な期間の保険料について、過年度納付を含め全て納付していることが確認できるものの、当該時点において、申立期間①から③までは全て時効完成期間となり、制度上、納付できない期間となる上、同市によると、国庫金となる過年度保険料は同市役所の窓口で収納することはできなかつたとしていることから、申立人が、上記加入手続の時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間に係る保険料額を記憶していない上、申立人が申

立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和63年4月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から63年3月まで
② 昭和63年4月から同年12月まで

私は、昭和62年10月にA社を退職後、すぐに国民年金の加入案内が届いたため、妻が加入手続きを行い、平成元年1月にB社に入社するまで、毎月、妻がC市D区役所の窓口で保険料を納付してくれていた。

ねんきん特別便が届き、申立期間に妻の年金記録はあるにもかかわらず、私の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人の元妻と一緒に国民年金保険料を納付していたとし、申立期間②については、その元妻と一緒に免除されていたと主張しているが、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない上、B市において申立人に係る国民年金の加入記録は無く、オンライン記録においても当該期間は未加入期間とされていることから、申立人は、申立期間①及び②の期間に被保険者として扱われておらず、保険料を納付すること及び免除申請することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き、保険料納付及び免除申請に直接関与しておらず、これらについて具体的な供述が得られない上、申立人の加入手続き、保険料納付及び免除申請の手続を行ったとする申立人の元妻は、申立人がA社を退職した昭和62年*月頃は、1歳の長子を抱えた上で同年に第2子を出産した直後であったため、申立人の国民年金手続は行っていなかったと供述していることから、申立人が申立期間に保険料を納付し、申請免除され

ていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の厚生年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の厚生年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から55年3月までの期間及び57年10月から58年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月から55年3月まで
② 昭和57年10月から58年6月まで

私は、20歳のときは大学生であったが、両親が「国民年金は将来の額は少ないが老後の足しになるだろう。」とのことで、私が昭和55年3月に大学を卒業し、同年4月に就職するまでの間は、両親が国民年金保険料を納めてくれていた。また、会社を57年10月に退職した際、会社から渡された厚生年金手帳を持ってA市役所に行き、国民年金の手続を行い、再就職するまでの9か月間の保険料は、私がアルバイトをしていた場所の近くの金融機関で納付した。

年金記録を調べたところ、申立期間が未納とされていることが分かったが、両親がせっかく納めてくれた期間が未納とされ、私が納めた期間も未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳に達した昭和53年頃に、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料はその両親が納付し、57年10月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後は、自ら国民年金の加入手続を行い、申立期間②の保険料は自身で納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳（厚生年金保険の番号が記載）を見ても、国民年金手帳記号番号欄は空白であることが確認できることから、申立人が主張する、年金手帳を持参し国民年金の加入手続を行ったとする事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成11年7月15日に追加入力されていることが確認でき、当該日までは、申立期間①及び②は未加入期間であったことから、申立人及び申立人の両親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付できたとは考え難い上、当該日において、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人及び申立人の両親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

昭和53年4月からの2年間、A市役所の窓口で毎月、国民年金保険料を納付していた。この期間は、B社でアルバイトをしながらC専門学校に通う奨学生であった。国民年金保険料は配属された営業所が全額負担してくれる制度になっており、自ら負担することはなかった。当時の奨学生は全員がそのようにしていたはずである。B社D本社からA市へ配属されて、2年間を過ごした同市のアパートは今も存在している。営業所は国道沿いにあり、所長は短身でかっぷくのいい人であった。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者原票は存在せず、国民年金手帳記号番号の払出し記録は確認できない上、申立人は、平成18年8月から同年12月までの国民年金保険料の免除申請が確認できることから、この頃に初めて国民年金に加入したものと推認されるため、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、申立人は申立期間に被保険者として扱われておらず、保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間当時に所属していた奨学金の事務局によると、採用した奨学生に対して、国民健康保険への自費による加入は強く推奨していたが、国民年金については、加入を勧めていたものの給与とは別に国民年金保険料相当額を負担するような制度は無かったとしている上、申立人の配属先である営業所の所長も、上記と同様に給与とは別に国民年金保険料相当額を負担するようなことは無かったとしており、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行ったが、年金手帳は

受け取らず、同市役所の窓口で、毎月、保険料を納付していたと主張しているが、同市によると、申立人の国民年金被保険者名簿は存在せず、新規加入被保険者には必ず年金手帳を交付している上、申立期間当時の国民年金保険料は3か月を単位として納付書を発行していたとしており、申立人の主張とは整合しない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年3月まで

ねんきん特別便を見ると、私が短大を卒業した頃から、母が納めてくれていた期間の国民年金保険料の記録が未納となっている。しかし、当時、母は国民年金保険料を納めており、自分の分だけを納めるようなことはない上、支払うべきものを支払わないようなことは、母の性格上あり得ない。その母は、既に他界しているために詳しいことを聞くこともできないが、短大を卒業した年の夏頃に就職した時、給料も少なかったため、国民年金保険料は、母が引き続き納めておくと言ってくれたのを記憶しており、現在の記録に納得できないので第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月頃に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の任意加入被保険者の加入状況から、58年4月28日から同年同月30日までの間に払い出されたものと推認できることから、申立人の主張する加入時期と相違する上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の検認記録によると、56年4月の欄に「取得」のゴム印が押され、申立期間については空白となっており、58年4月から59年3月まで「納」のゴム印が押されていることが確認できることから、その記録はオンライン記録と一致しており、行政側の記録に不自然さは見当たらない。

また、上記払出しの時点において、申立期間は過年度納付が可能であるが、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間当時の状況が確認できないなど、過年度納付をうかがわせる事情も見当たらない。

ない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年1月まで

私は、送付された「ねんきん特別便」を見たところ、申立期間の納付記録が無いことが分かった。

申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付については、具体的な記憶は無いが、私の母親が保険料を納付してくれていた記憶はあるので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年7月31日にA社会保険事務所（当時）で払い出されていることが確認できるが、申立期間当時に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は平成元年3月に厚生年金保険の資格を喪失後にはじめて国民年金の資格を取得していることが確認できるところ、B町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の資格取得日は同年同月20日（受付日は同年7月10日）と記録されており、申立人の所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」と一致していることから、申立期間は未加入期間であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立人及びその母親に申立期間の国民年金の届出及び保険料の納付に関する具体的な記憶が無いとしている上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から37年3月までの期間及び42年1月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から37年3月まで
② 昭和42年1月から43年3月まで

申立期間①については、私の納付記録が妻と違っており、不自然である。また、申立期間②については、私の記憶では、民生委員が毎月徴収に来ていたのに、夫婦共に未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人夫婦の納付済期間が相違している点の不自然であると主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間当時の住所地であるB市の納付記録を、収納日を含めて転記しており、申立期間①より前の昭和36年4月から同年9月までは夫婦共に同一日に一括して納付していることが確認できるものの、申立期間①は夫婦共に未納期間と記録されていることが確認できる上、申立人の妻と相違する2か月の保険料については、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、8か月のうち36年10月及び同年11月の2か月分を55年6月30日に第3回特例納付によって納付していることが確認できる一方、申立人の妻には同期間の納付記録が確認できないことから、申立人夫婦の納付記録の相違に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、申立期間②について、夫婦共に未納になっている点の不自然であると主張しているところ、国民年金被保険者台帳及びC市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても申立期間②は夫婦共に未納期間であることが確認できる上、集金人に毎月納付していたと主張する2か年度にわたる15回の納付記録が連続して夫婦共に欠落するとも考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで

昭和50年7月に婚姻届とともに、国民年金の加入手続をA市役所の年金窓口で行った際、20歳になった49年*月から50年3月までの15か月の国民年金保険料を遡って支払うよう一方的に命じられたので、手持ちの現金で1万4,100円を支払った。その時、納付書も領収書も受け取った記憶は無く、保険料の納付と引き換えに年金手帳を受け取った。ところが、ねんきん特別便を見ると、遡って納付した期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年7月に婚姻届とともに、A市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は同年11月12日頃に加入手続を行ったものと推認され、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、A市役所の窓口で一括して納付したと主張しているが、上記加入手続を行った時点で、申立期間の保険料は過年度保険料となるため、A市によると、国庫金となる過年度保険料は同市役所の窓口で収納することはできなかったとしている上、オンライン記録によると、申立人が一緒に納付したとする申立人の元夫の昭和49年9月から50年3月までの期間についても、未納期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、オンライン記録において現在納付済みと記録されている申立期間直後の昭和50年4月から同年12月までの領収書を所持しているところ、申立期間については、領収書が発行されなかったために所持していないとしており、申立内容に不自然さがみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から同年10月まで

私は、平成5年7月末に会社を退職し、同年8月に妻の実家のあるA町(現在は、B市)に転居した。その後、同町役場で国民年金の加入手続を行い、同年11月に再就職するまでの3か月間、国民年金保険料を同町役場又は金融機関の窓口で納付書に現金を添えて納めた。

年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金加入記録が無く未加入期間とされており、納得できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月にA町役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、B市によると、申立人に係る国民年金被保険者名簿は無いとしている。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号の記載が無く、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料の納付が行えたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時に納めたとする保険料額についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの期間、同年10月から49年3月までの期間、同年10月から50年3月までの期間及び54年1月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和49年10月から50年3月まで
④ 昭和54年1月から56年3月まで

申立期間は、A品の小売店を営んでいた。会社勤めと違い退職金がないため、国民年金は大切と思い、直接自分で保険料を納めてきた。私は、引越しを6、7回ほど繰り返したが、その都度、国民年金の手続を行っており、免除の案内はがきが届いた時にはこれを申請し、また、市役所に出向いて申請漏れが無いか確かめていた。年金記録の未納期間があることを知って、関係機関に問い合わせたが、記録は無く、自分自身が保管している書類も捜したが、申立期間の保険料納付に係るものは捜し出せなかった。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①から③までの保険料納付の催告が行われた記録が確認できるものの、当該期間は未納期間と記録されており、国民年金被保険者原票及びオンライン記録においても、当該期間に係る納付記録は確認できない。

また、国民年金被保険者原票によると、申立期間①直前の昭和47年10月から48年3月までの期間については、保険料を免除された後、52年6月21日に追納しており、当該期間の保険料を現年度納付及び過年度納付で納付していないことが確認できる上、申立期間③直後の50年4月から同年12月までの期

間の保険料を53年4月27日に過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立期間③は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間④については、B市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者原票によると、保険料の納付記録は確認できない上、同名簿及び申立人の戸籍の附票から、申立人は、昭和54年3月23日にC町からB市に転居していることが確認でき、同時期以降に保険料を納付したことが確認できるのは、現年度納付している57年4月から同年6月までの期間であり、申立期間④直後の昭和56年度の保険料については、昭和59年4月16日に過年度納付していることが確認できることから、申立期間④の27か月を含め、長期間にわたり保険料を納付していない期間が認められ、申立人が申立期間④の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間①から④までの期間について、同居していた申立人の妻は保険料が未納である上、申立人から、当該期間における保険料納付等に関する具体的な供述は得られず、計4回に及ぶ申立期間に対して、行政上の事務処理過誤が繰り返あったとは考え難い。

このほか、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間に上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出された形跡は確認できない上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの期間、42年1月から43年3月までの期間、44年4月から45年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和42年1月から43年3月まで
③ 昭和44年4月から45年3月まで
④ 昭和45年7月から同年9月まで

申立期間①については、私の納付記録が夫と違っており、不自然である。
申立期間②については、私の記憶では、民生委員が毎月徴収に来ていたのに、夫婦共に未納となっていることに納得できない。

また、申立期間③及び④については、その間の3か月を納付しているのに、その前後の期間が未納となっているのは不自然であり、記録がおかしいと思うので第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、申立人夫婦の納付済期間が相違している点が不自然であると主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間当時の住所地であるB市の納付記録を、収納日を含めて転記しており、申立期間①より前の昭和36年4月から同年9月までは夫婦共に同一日に一括して納付しているが確認できるものの、申立期間①は夫婦共に未納期間と記録されていることが確認できる上、申立人の夫と相違する2か月の保険料については、国民年金被保険者台帳によると、申立人の夫は8か月のうち36年10月及び11月の2か月分の保険料を55年6月30日に第3回特例納付によって納付していることが確認できる一方、申立人には同期間の納付記録が確認できないことから、申立人夫婦の納付記録の相違に不自然

な点は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は夫婦共に未納になっている点が不自然であると主張しているところ、国民年金被保険者台帳及びC市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても申立期間②は夫婦共に未納期間であることが確認できる上、納付した記録が夫婦共に欠落するとも考え難い。
- 3 申立期間③及び④について、申立人及び申立人の夫は、当該期間の納付方法について具体的に記憶しておらず、当該期間の納付がうかがえる事情は見当たらない上、上記の国民年金被保険者台帳及びC市の国民年金被保険者名簿によると、当該期間は未納期間であることが確認できる。
- 4 申立期間は全部で4か所となるところ、同一人に対して5か年度にわたり納付した記録が欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間①から④までに係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から61年3月まで

私は、高校卒業後にA市で会社勤務していたが、仕事を辞めて自宅のB県C村（現在は、D市）に戻ってから、母親が同村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を始めた。結婚後、E市で任意加入して保険料を納付していたが、同市F町の社宅から現在の住所に転居した頃に書類が送られてきて、当時の同市G支所（現在は、公民館）で買い物ついでに、毎月、保険料を払っていたことを覚えている。もし、払っていなければ督促状が来るはずで、そんなことはなかった。領収書ももらっていたが、転居して30年以上経過し、何度も家をリフォームするなどしており、申立期間当時のものは何も残っていない。年金手帳は一冊あったが、実家に置いたままで、現在所持していない。申立期間について保険料を納付していたはずなので、よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、E市において国民年金の任意加入被保険者として保険料を納付し、その後、昭和58年3月に同市内で転居した後も書類が送付され、転居前とは異なる同市G支所で保険料を納付していたと主張しているところ、同市の国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、57年11月11日の届出により、同日付けで任意加入被保険者資格を喪失していることが確認でき、国民年金被保険者原票及びオンライン記録においても、同日付けの資格喪失記録が確認できることから、制度上、申立期間は未加入期間となり、申立人は被保険者として扱われておらず、現年度及び過年度納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、上記の昭和 58 年 3 月の転居後も、E 市 G 支所で、毎月、約 2,000 円から 3,000 円の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当時の保険料納付は 3 か月単位であり、申立期間当時の保険料額は 5,830 円から 6,740 円であったことから、申立人の主張内容と符合しない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 9 年 3 月 1 日まで

私は、平成 7 年 6 月から 9 年 3 月まで、継続して派遣会社の A 社（入社当初は、B 社。現在は、C 社）に派遣登録し、7 年 6 月から 2 か月間は D 社 E 事業所で、同年 8 月から 18 か月間は F 社で、9 年 1 月から 2 か月間は D 社 G 事業所でそれぞれ勤務した。

しかし、年金記録では、これら期間における厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社は、「申立人は、当社に平成 7 年 6 月 1 日に派遣登録している。」と回答している上、申立人が記憶している元同僚（派遣社員）が、「申立人と一緒に、F 社で勤務していた。」と証言していること、及び申立人の預金通帳によると、同年 10 月から 9 年 3 月までの毎月、A 社（又は、B 社）から給与が振り込まれていることが確認できることから、申立人が申立期間において同社に在籍し、同社の派遣先の事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、C 社は、「人事記録に申立人の基礎年金番号等の記載が無いので、申立人に係る社会保険の加入手続は行っていないと考えられる。」と回答している。

また、申立人が、「F 社で勤務していた期間（平成 7 年 8 月 1 日から 9 年 9 月 1 日まで）において、B 社から当該事業所に派遣され、同事業所で一緒に勤務していた。」とする元同僚 3 人のうち 2 人（残る 1 人は特定不能）については、オンライン記録によると、当該期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、それぞれ国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和42年5月1日から43年10月1日までの期間及び45年3月2日から51年12月25日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、昭和58年5月30日から59年5月10日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月1日から43年10月1日まで
② 昭和45年3月2日から51年12月25日まで
③ 昭和58年5月30日から59年5月10日まで

申立期間①については、私は当時、A社から毎月4万円から5万円の給与の支払いを受けており、申立期間②については、私は当時、同社から昭和45年3月から48年12月までは14万円から15万円、49年1月から51年12月までは19万円から21万円の給与の支払いを受けていたため、標準報酬月額が低額すぎることに納得できない。

申立期間③については、私は、昭和58年5月30日にB社に入社した。当時扶養家族を抱えており、健康保険証の無い生活を57年10月1日から59年5月まで送っているはずがなく、保険証は58年6月に貰った記憶があるため、当該期間に記録が無いことに納得できない。

申立期間①から③までについて、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「当該期間にA社から支払われていた給与支給額は当該期間に係る標準報酬月額より高額であった。」と主張している上、当該事業所は、申立人の当該期間における給与支払額は申立人の主張する額であった旨を記述した給与支払確認書に署名押印している。

しかしながら、A社は、「弊社において昭和42年から48年当時の経理記録は残っておらず、正確な給与明細の証明は難しい。」と回答している上、当時の事務担当者の所在は不明であることから、申立人の申立期間①及び②の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係るオンライン記録により、当該事業所が適用事業所となった昭和35年11月1日から51年9月1日までに被保険者資格を取得している元従業員80人の標準報酬月額を確認したところ、申立期間①及び②当時、申立人と同じ職種であったとされる複数の元同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが元同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、当時の元同僚は、「支給額に見合う保険料を控除されていたように思う。」旨を証言している。

さらに、企業年金連合会が保管している申立人に係るC厚生年金基金の加入記録「中脱記録照会（回答）」及び同基金から引き継いだ厚生年金基金加入員台帳によると、同基金が設立された昭和45年12月*日以降の標準報酬月額は、申立人のA社に係るオンライン記録と一致する上、同記録において標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間③について、B社の在籍証明書及び雇用保険被保険者記録から、申立人は、当該期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、複数の元同僚のB社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、同社に係る雇用保険被保険者資格取得日に6年未満の相違がそれぞれ確認できることから、当該事業所において、申立期間③当時、厚生年金保険被保険者資格取得日と雇用保険被保険者資格取得日を必ずしも一致させて事務手続を行ってはいなかったことが確認できる。

また、B社は、申立人の昭和59年5月10日資格取得の届出書の控え（『昭和59年5月分から納入告知書に算入しました』との押印有）を保管している上、「当該控え以外の資料も残っておらず、当時のことを知る者もいないため、申立人の申立期間③の保険料控除等について状況は不明である。」と回答しており、申立期間の保険料控除について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間③前後に被保険者資格を有する者のうち、所在が確認できた8人に、申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、3人から回答があったものの、そのうち一人は、「当時は社会保険労務士も、社長の代わりに何でもできる事務員もいたにもかかわらず、私も6か月と短い期間しか記録が無い。」と証言している等、申立人が申立期間③において、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、上記3人のうち2人が証言している事務担当者の所在は確認できず、申立期間③における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間③当時、扶養家族が健康保険証を使用したと供述する二つの医院については、既に廃業しており、その使用の有無について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 12 月 1 日まで
私は、公共職業安定所の紹介により、昭和 54 年 8 月 1 日から A 事業所で B 職として勤務していた。年金記録では、厚生年金保険被保険者資格取得日が 55 年 12 月 1 日となっているが、事実と反しているため正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 54 年 8 月 1 日から A 事業所で B 職として勤務していた。」と主張しているところ、同事業所を母体として設立された C 法人が保管する人事記録簿及び雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間について、同法人に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、C 法人によると、「申立人は正職員であり、申立期間当時、D 共済組合に加入していた。」と回答している。

また、D 共済組合によると、C 法人において、昭和 54 年 8 月 1 日資格取得、55 年 12 月 1 日資格喪失とする、申立人と同姓同名で生年月日が 31 年*月*日(申立人の生年月日は、同年同月*日)の加入者記録があると回答している。

これらのことから判断すると、申立人が申立期間当時加入していた年金制度は D 共済組合であり、厚生年金保険には加入していなかったものと認められる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 2 日から 57 年 4 月 1 日まで

私の厚生年金保険の記録は申立期間に厚生年金保険に加入していないことになっているが、この間もA国駐在として継続して勤務しており、円建ての賞与から保険料を控除されていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の証言から、申立人が申立期間にA国駐在とB社の子会社であるC事業所において継続して勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社において外国駐在として申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者期間に欠落がみられる元同僚一人は、「当時、円建て支給分の賞与から控除されていた金額が、いつもより少ないため、同社に問い合わせたところ、当時の総務担当者から、外国駐在者の届出を誤ったため、申立期間の厚生年金保険料を控除していないとの説明を受けた。」と証言している。

また、B社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は、申立人を含めて海外赴任歴のある7人の従業員について、申立人と同じ昭和56年4月2日に被保険者資格を喪失させ、同年12月1日(1人)及び57年4月1日(申立人を含めた6人)に再度、被保険者資格を取得させていることが確認できるが、同社は、これらの海外赴任者に係る被保険者資格の取得日を遡及して訂正しておらず、申立期間において申立人の厚生年金保険料を控除していなかったことがうかがえる。

さらに、同社は既に解散しており、申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月16日から26年6月1日まで
② 昭和26年8月27日から28年8月21日まで

私は、A社を退職後、B社に再就職するまで、C社（現在は、D社）E事業所で日雇労働者として業務に従事していたと思うが、同社における年金記録は2か月間しか無く、入社当初の2年間（申立期間①）と退職前の2年間（申立期間②）の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が、一緒に業務に従事していた同僚（故人）について具体的に記憶していることから、期間の特定はできないものの、当時、C社E事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかし、C社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）のいずれにおいても、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和26年6月1日であることが確認できるところ、申立人は、「同社の入社（申立期間①始期）が24年6月であるというのは、前職のA社における厚生年金保険被保険者記録が同年同月までとなっているためである。」と供述しており、入社日の記憶は定かではない。

また、申立期間①当時におけるC社E事業所の元従業員12人に社会保険の加入について確認したところ、12人のうち4人が、「正社員になった時に社会保険に加入した。」と証言している上（残る8人は無回答）、当該4人のうち2人は、「入社して半年後に正社員になった。」と証言していることから、C社E事業所では、正社員でない従業員については、社会保険に加入させていなかったことがうかがえる。

2 申立期間②については、当該期間にC社E事業所で勤務していた元従業員19人に照会したが、回答があった8人全員が申立人を記憶しておらず、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、上記の被保険者名簿及び旧台帳のいずれにおいても、申立人のC社E事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は昭和26年8月27日であることが確認できるところ、申立人は、「同社の退職（申立期間②終期）が28年8月であるというのは、次に勤務したG社における厚生年金保険被保険者記録が同年同月までとなっているためである。」と供述しており、退社日の記憶は定かではない。

さらに、上記の元従業員8人のうち2人は、「退職時期と厚生年金保険被保険者資格を喪失した時期は、ほぼ一致する。」と証言している（残る6人は、退職時期の記憶無し）。

3 加えて、D社E事業所は、「当時の資料が残っておらず、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月3日から同年9月16日まで
申立期間について、A社が所有する船に甲板員として乗っていたが、船員保険の被保険者記録が無く納得できない。
申立期間について、船員保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記載及び元同僚の供述により、申立人が、申立期間において、A社に雇入れされていたことは確認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、船員手帳により確認できる船長に照会したものの回答が無いことから、申立人の申立期間当時の船員保険の加入及び保険料控除について確認できない。

また、申立人が一緒に乗船したと記憶する元同僚についても、申立期間に係る船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和32年5月1日から同年9月30日までの期間に船員保険被保険者資格を取得した者の中に、申立人及び上記の元同僚の氏名は無い上、被保険者証記号番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

なお、申立人は、「船員手帳には申立期間に雇入れされた記録があるので、申立期間について船員保険被保険者でないのはおかしい。」旨主張しているが、国土交通省海事局によると、「「船員保険未加入者に対する対応について」(平成16年12月8日付け国土交通省海事局船員労働環境課長通知)により、17年1月4日以降は船員の雇入契約の公認手続時に船員保険の加入についても確認しているが、申立期間当時は、船員保険の加入は公認手続の必須条件ではなく、同保険の加入状況は確認していなかった。」と回答していることから、船員手

帳の雇入れ及び雇止めの記録をもって、申立期間当時、船員保険に加入していたものと推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 7 月 1 日から 27 年 3 月 1 日まで
② 昭和 63 年 7 月 22 日から平成元年 7 月 21 日まで

私は、昭和 25 年 7 月 30 日に、当時、米軍に接收されていた A 事業所の将校クラブに就職し、接客をしていた。29 年 8 月に同事業所が接收解除になってからは、勤務先が B 事業所の将校クラブに変わったが、32 年 8 月まで継続して勤務しており、この間の年金記録がないことに納得できない（申立期間①）。

また、A 事業所を定年退職した後は、C 市役所の紹介で D 社という派遣会社に就職し、昭和 62 年 6 月から平成元年 7 月まで、派遣先の E 社で荷作りや発送の仕事をしていたが、年金記録が 63 年 7 月 21 日で途切れている（申立期間②）。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、F 渉外労務管理事務所が管理していた A 事業所の将校クラブに勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生省保険局長（当時）通知（昭和 26 年 7 月 3 日保発第 51 号）によると、連合国軍は、従来全て日本政府の直接使用人として、厚生年金保険の被保険者であったが、26 年 7 月 1 日以降においては、雇傭関係の切り替えにより、進駐軍施設のクラブ、宿泊施設、食堂等、非軍事的事業に使用される者は、日本政府の直接使用人としての身分を喪失することとなり、厚生年金保険の被保険者とはならないとされているところ、申立期間において将校クラブで勤務していた申立人及び元同僚については、オンライン記録に

よると、26年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるため、申立人は、同通知に基づき、被保険者資格を喪失させられたものと考えられる。

一方、日本政府の直接使用人としての身分を喪失した後は、個人又は軍が直接雇入れる労働者となるところ、オンライン記録によると、申立てに係る事業所である進駐軍直営A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和27年3月1日であり、申立期間において当該事業所は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

- 2 申立期間②については、申立人が記憶している元同僚二人は既に死亡しているため、申立人が申立期間においてD社で勤務していたことが確認できない上、同社が保管する労働者名簿によると、「雇入年月日昭和62年6月22日、昭和63年7月20日退職」となっており、当該雇用期間は、申立人に係る同社での雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録と一致している。
- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 16 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 4 月から A 社（本社は、B 地に所在）の C 支店で勤務していたが、51 年頃に同支店長が独立し、同じ社名の D 社を設立した。新たに設立された D 社は、従来の A 社 C 支店の業務を引き継ぎ、私は、これまでと同じ場所で、同じ業務に従事していた。

しかし、年金記録によると、昭和 51 年 9 月 16 日から同年 11 月 1 日までの 2 か月間が空白となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において、新たに設立された D 社に在籍していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、新たに設立された D 社は、昭和 51 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む 25 人が、同日に厚生年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、上記の 25 人のうち、従前の A 社で勤務していた 21 人（申立人を除く。）は、同社において昭和 51 年 9 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、上記の 21 人のうち住所が確認できた 13 人に照会したところ、回答があった 8 人からは、厚生年金保険に加入していなかった 2 か月間における給与から厚生年金保険料が控除されていたとする証言は無い上、申立期間当時の社会保険事務担当者も既に死亡しており、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除について聴取することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から 34 年 9 月まで

私は、昭和 31 年 7 月 1 日から 34 年 9 月まで A 社 (32 年 6 月に、B 社に社名変更) で勤務していたが、この間の年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び申立人が所持している当時の写真から、申立人が申立期間において、A 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険被保険者記録があり、かつ住所が確認できた 91 人に照会したところ、回答があった 58 人のうち、上記の元同僚を含む 19 人については、自身が記憶している同社における勤務期間と厚生年金保険被保険者記録が一致していない。

また、A 社 (B 社) は既に廃業しており、当時の元事業主から聴取することもできない上、上記元従業員のうちの一人は、「同社が倒産した昭和 34 年頃の従業員数は 100 人を超えていたかもしれない。」と証言しているところ、上記被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 12 月 1 日における被保険者数は 52 人であることが確認できる。

これらのことから判断すると、A 社 (B 社) では、必ずしも従業員の全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させる場合も、勤務期間の全について加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月から22年7月1日まで
② 昭和22年7月1日から24年11月30日まで
③ 昭和24年11月30日から25年12月30日まで

昭和20年9月に、A市B町にあったC社に入社し、事務等を担当した。同社は22年にD町に移転し、私は25年12月に同社を退職した。

しかし、年金記録によると、会社名が、私が入社したC社ではなく、同社の隣にあったE社となっており、被保険者期間も異なる上、退職して8年後の昭和34年1月に脱退手当金を支給した記録があると言われた。

脱退手当金をもらった記憶もなく、脱退手当金の支給記録がある会社名も被保険者期間も間違っているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①直後の昭和22年7月1日にE社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、「20年9月にC社に入社した。」と主張している上、E社の複数の元従業員の証言から、勤務期間及び勤務した会社がC社かE社であるかは特定できないものの、申立人が、22年7月1日より前から勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社及びE社は、いずれも既に解散している上、申立人が記憶する当時の事業主を含むC社の役員三人は、同社及びE社の両社に係る商業登記簿謄本により、それぞれ氏名が確認できるものの、全員、連絡先不明であるため、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入

状況について確認できない。

また、C社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員のうち、連絡先の判明した7人に照会したところ、回答のあった3人全員が、「申立人を知らない。」と証言している上、E社において被保険者資格を有する元従業員のうち、連絡先の判明した5人に照会したところ、このうち3人が「申立人を知っている。」と証言しているものの、申立人の勤務期間を特定できる証言が得られない。

さらに、申立人は、申立期間①直後の昭和22年7月1日にE社において厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、申立人と同日にE社において被保険者資格を取得している元従業員は、「私は22年4月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは同年7月からであり、厚生年金保険に加入してから保険料は控除されるようになった。」と証言している。

なお、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の資格取得日と同日の昭和22年7月1日であり、申立期間①は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

- 2 申立期間③について、申立人は、昭和24年11月30日にE社において厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同保険の被保険者記録は確認できないが、「妊娠(26年*月出産)をきっかけに同社を退職したので、25年12月まで勤務したと思う。」と主張している。

また、申立人と同日の昭和24年11月30日にE社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した元従業員は、申立人のほかに5人確認できるところ、当該5人のうち、唯一、連絡先の判明した元同僚は、「私は、24年11月30日に会社が無くなったときに辞めた。申立人は会社が潰れてからも残務整理のため残っていたように思うが、私が辞めた後のことなのではっきりしない。」と証言している上、申立人が名前を挙げた別の元同僚(24年4月に資格喪失)も、「申立人は会社が潰れてからも会社に残って残務整理をしていたと思う。」と証言していることから、申立人は、E社における被保険者資格喪失後も、同社において勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、申立人が残務整理をしていた旨の証言をしている上記の元同僚から聴取しても、申立人の勤務期間に係る証言は得られない上、C社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員からも申立期間③における申立人の勤務実態に係る証言は得られない。

また、前述のとおり、C社及びE社は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が記憶する当時の事業主を含む元役員三人の連絡先も不明であることから、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、C社は、昭和25年3月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同年3月10日から同年12月30日までの

期間は同社が適用事業所ではなかった期間である上、E社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは、申立人の被保険者資格喪失日と同日の24年11月30日であることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 4 申立期間②について、申立人は「当該期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無い。」と主張しているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人の婚姻日は、戸籍謄本から、E社に係る被保険者資格喪失後の昭和26年6月*日であることが確認できるところ、申立人に係る旧台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、改姓後の姓が記載されている上、当該払出簿によると、氏名変更年月日は、脱退手当金支給日（34年1月16日）から約4か月前の33年9月*日であることが確認できることから、脱退手当金の請求手続に伴い、氏名変更手続を行った可能性がうかがえる。

なお、申立人は、「昭和20年9月から25年12月まで、C社で継続して勤務しており、申立期間②の事業所名が、同社に隣接していたE社と記録されているのは間違っている。」と主張しているが、i) C社及びE社の両社において被保険者記録が確認できる元従業員が「両社は同一系列で、社長は異なっていたが、役員は同じだった。」と証言しており、商業登記簿謄本によると、申立人が記憶するC社の役員は、E社の役員欄にも、氏名が確認できること、ii) C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、22年7月1日にE社において厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を含む25人の氏名が、同日、C社の被保険者資格取得者として記載され、その後、削除されていることが確認できること、iii) E社に係る被保険者名簿に氏名の確認できる複数の従業員も「自分が勤務したのはC社だった。」と供述していることから判断すると、申立人を含む複数の従業員は、当時、C社の従業員として勤務していたものの、何らかの事情により、E社において厚生年金保険に加入していた可能性が考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月頃から32年4月頃まで
② 昭和33年4月頃から36年4月頃まで
③ 昭和50年4月頃から55年3月頃まで
④ 昭和55年4月頃から57年5月頃まで
⑤ 平成10年頃から15年頃まで
⑥ 平成15年頃から16年年頃まで

私は、A社B支社に昭和31年4月頃に入社し、32年4月頃まで勤めて退社、C事業所に33年4月頃に入社し、36年4月頃まで勤めて退社、D社E店に事務担当で50年4月頃に入社し、55年3月頃まで勤めて退社、同市にあったF社G支店に同年4月頃に入社し、57年5月頃まで勤めて退社、同市にあったD社E店に事務担当で平成10年頃に入社し、15年頃まで勤めて退社、F社H支店に15年頃から16年頃まで勤務したが、それぞれの期間とも厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和31年4月頃から32年4月頃までA社B支社において事務担当として勤務した。」と主張している。

しかしながら、申立期間当時、A社B支社で被保険者資格を有する元従業員で、所在が確認できた10人に、申立人の勤務実態について照会したところ、そのうち5人はいずれも、「申立人の名前に記憶が無い。自身は入社時から厚生年金保険に加入し、記録はそのとおり残っている。」と回答している。

また、事業主は、「申立人の申立期間における勤務形態及び保険料控除・納付の有無について、人事記録は保存期限が経過していること及び職種不明

等により確認できる資料が無く不明である。」と回答している。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和31年1月1日から32年6月1日までの間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番は無く、当該名簿に不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和33年4月頃から36年4月頃まで、C事業所において勤務した。」と主張している。

しかしながら、C事業所は、事業所名簿検索において適用事業所として確認できない上、所在地を管轄する法務局においても当該事業所に係る商業登記は無く、事業所の実態を確認することができない。

また、申立人は、「当該事業所の元上司及び元同僚の名前は全く記憶していない。」と供述していることから、申立人のC事業所における勤務実態等について確認することができない。

- 3 申立期間③及び⑤について、申立人は、「昭和50年4月頃から55年3月頃まで及び平成10年頃から15年頃までの計2回、D社E店において勤務した。」と主張している。

しかしながら、同社の総務・人事業務部担当者は、「申立期間③の勤務記録については、i) 本社及び所属店舗とも過去に名称変更・統合・合併を繰り返していること、ii) 社内の退職者個人情報関連文書の保存期限は5年であること、iii) E店は過去に大きな改装工事が2回あったこと等から当時の在勤、保険加入記録は残っておらず、不明である。2回の申立期間とも、当社の健康保険組合及び企業年金基金での申立人の加入記録は確認できない。特に平成10年からの申立てについては、社内試験及び面接試験に合格しなければ、過去に勤務経験があったとしても社会保険には加入させないことになっている。当社保有の厚生年金保険被保険者台帳の記録では、申立期間⑤について申立人の加入記録は無いことから、同人は社会保険の加入対象者ではなかったと思われる。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③のうち51年10月15日から国民年金に任意加入する手続きを行っている上、申立人の夫が加入する健康保険組合の被扶養者となっていたことが確認できる。

- 4 申立期間④及び⑥について申立人は、「昭和55年4月頃から57年5月頃まではF社G支店、平成15年頃から16年頃までは同社H支店においていずれも勤務した。」と主張している。

しかしながら、事業主は、「申立人について、申立期間の厚生年金保険加入記録は無いため、申立てどおりの資格取得及び喪失の届出を行っておらず、申立期間に係る保険料も納付していない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間④について、国民年金に任意加入し保険料を納付済みである上、申立人の夫が加入する健康保険

組合の被扶養者となっていたことが確認できる。

さらに、申立て後に申立人は、「F社G支店及び同社H支店の在勤期間とも雇用条件は歩合給であったため、厚生年金保険には加入していなかったと思う。同社G支店の時は国民年金に加入していたと思う。」と供述している。

- 5 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 18 日から 47 年 7 月頃まで

A社を退職した昭和 47 年 7 月頃に、結婚と出産のお祝い金として 1 万円をもらい、年金手帳や健康保険証等を全て会社側に返却させられた記憶がある。ねんきん特別便を見て、同社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が空白であることに気が付いた。脱退手当金は受給した記憶が無く、納得できないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、同請求書には、申立人の署名及び押印が確認できるとともに、申立人が脱退手当金支給当時住んでいた住所が記載されている上、送金先郵便局名として、住所管轄である郵便局名の記載が確認できる。

また、A社は、「申立期間に在籍した人事部長に確認したところ、『当時は、退職する者に対して、労務担当者が直接口頭で脱退手当金の説明を行っていたが、代理受領は行っていなかった。昭和 47 年 9 月に申立人に脱退手当金裁定請求書の趣旨を説明し、作成した裁定請求書の写しを渡し、会社には控えが保管されている。』としている。」と回答しており、提出された同請求書控えと、年金事務所から提出された同請求書とは記載内容が一致していることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 16 日後の昭和 47 年 9 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、申立人は、「A社における退職日は、昭和47年9月ではなく、同年7月頃のはずである。」と主張しているところ、当該事業所から提出された退職慰労金調書によると、申立人の退職日は、47年9月13日とされており、休職期間1か月3日間との記載も確認できることから、当該休職期間を経て申立人の退職日が定められたことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 1 日から平成 2 年 9 月 18 日まで
私は、昭和 54 年 1 月に A 社へ入社し、平成 2 年 9 月まで B 店の副支店長をしていたのに、申立期間の年金記録に欠落がある。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、A 社において、昭和 56 年 4 月 1 日に資格を取得し、平成元年 4 月 20 日に離職したとする被保険者記録が確認できる上、同社に係る商業登記簿謄本において申立人が記憶する事業主の氏名が確認できること、及び元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 9 年 11 月 1 日であり、申立期間は、同社が同保険の適用事業所となる前の期間である。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況が確認できない上、昭和 63 年頃に入社し、同社において経理の手伝いをしていたとする元従業員は、「私が入社した当時、同社は厚生年金保険には加入していなかった。申立人の給与明細書は私と同じだったし、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

さらに、申立人が記憶する元同僚 4 人を含む A 社の元従業員 6 人のうち、当時、取締役であった 1 人を除く 5 人についても、申立人と同様、申立期間における同社に係る雇用保険被保険者記録が確認できるところ、オンライン記録によると、取締役であった 1 人を含む当該 6 人全員に、申立期間の厚生年金保険

被保険者記録は確認できない上、そのうち二人は、申立期間当時、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月 1 日から 44 年 7 月 30 日まで
② 昭和 45 年 8 月 11 日から 46 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 8 月から 44 年 7 月末まで A 事業所で勤務し、当時の厚生年金保険被保険者証を所持しているが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無い（申立期間①）。

また、昭和 44 年 8 月から定時制高校を卒業する 46 年 3 月までは、B 事業所で C 職の助手として勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が 45 年 8 月から途切れている（申立期間②）。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A 事業所における当時の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、これらの者から聴取できない上、当該期間における申立人の雇用保険被保険者記録も無いことから、申立人が当該期間において当該事業所で勤務していたことが確認できない。

また、オンライン記録によると、A 事業所は、昭和 22 年の設立時から現在に至るまで、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、厚生年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証は、申立人が、A 事業所ではなく、後に B 事業所で勤務していた時期に交付されたものであることが確認できる。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、B 事業所における厚生年金保険被保険者は申立人以外に確認できず、当時の状況を照会できる者が見当たらない上、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者期間は雇用保険被保険者記録と一致することから、申立人が申立期間において当該

事業所で勤務していたことを確認することができない

また、オンライン記録によると、当該事業所は、申立期間②の始期である昭和45年8月11日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 48 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 3 月に短大を卒業して、同年 4 月 1 日から 48 年 3 月 31 日まで、A 事業所（現在は、B 事業所）で勤務した。厚生年金保険の記録は、46 年 5 月 1 日から 48 年 3 月 25 日までとなっており、納得できない。先日、事業所を訪問し、勤務証明書を発行してもらったので提出する。年金記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の証言等から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の複数の元同僚は、「当該期間における、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の有無については分からない。」と証言している上、B 事業所は、「当時の資料が無いので、分からない。」と回答しており、当該期間において、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除の有無について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間の前後の昭和 43 年から 49 年までに上記事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した 38 人の資格取得日を確認したところ、43 年から 45 年までの 3 年間に資格を取得した 16 人については、4 月 1 日付けが 13 人、5 月 1 日付けが一人であったのに対し、申立人が勤務し始めた 46 年から 49 年までの 4 年間に資格を取得した 22 人については、4 月 1 日付けが一人も無く、5 月 1 日付けが 15 人であったことが確認できる。

さらに、上記事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人の資格取得日は昭和 46 年 5

月1日となっている上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号の資格取得日も同日であることが確認でき、不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「昭和48年3月31日までA事業所に勤務した。」と主張している。

しかしながら、申立期間①と同様に、元同僚及びB事業所から申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除の有無について回答を得ることができない。

また、昭和44年から52年までにA事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失した27人の資格喪失日について確認したところ、1日付けが5人であるのに対し、1日付け以外の者が22人であることが確認できるところ、この27人のうち、3月及び4月に資格を喪失した13人についてみると、4月に資格を喪失した者は無く、13人全員が3月に資格を喪失している上、喪失日が全て25日から31日までの間であることが確認できる。

さらに、A事業所に係る申立人の被保険者原票によると、資格喪失日は昭和48年3月25日となっていることが確認できる上、当該原票に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 1 日から 16 年 6 月 1 日まで

私は、平成 15 年 6 月に A 社の B 職としての職を得て 2 か月後に C 部署に異動し、昇給したが標準報酬月額が変更されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「就職して 2 か月後に異動し、昇給したが標準報酬月額が変更されていないことに納得できない。」として申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

このことについて、申立人が所持する給与明細書によると、申立期間の始期の平成 15 年 8 月に本給がそれまでの 15 万 1,000 円から、21 万 8,400 円に増加し、申立期間において標準報酬月額 22 万円に見合う給与が支給されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書によると、申立期間においては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

兵庫厚生年金 事案 2633 (事案 1783 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から50年3月30日まで
私と一緒に、A社(現在は、B社)からC事業所へ派遣された同僚に記憶がある。当該元同僚に確認の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、C事業所において一緒に勤務していた別事業所の作業員の氏名を記憶しているところ、当該作業員の配偶者の証言により、期間は特定できないが申立人が同事業所で勤務していたことは推認できるものの、申立人に係る雇用保険加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、B社は、「申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できないこと、ii) 申立人が記憶する元同僚及び当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人の勤務実態について証言や証拠を得られないこと、iii) オンライン記録により、申立期間にA社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員に照会を行ったものの、申立人のC事業所における勤務実態は確認することができず、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得られないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年6月7日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、「私と一緒にA社からC事業所へ派遣された同僚に記憶がある。」と主張しているところ、オンライン記録により、同姓同名であり、住所地及び誕生年が申立人の記憶と一致する厚生年金保険被保険者を確認したが、当該被保険者については、申立期間を含む昭和46年から49年までの期間は別事業所における同被保険者記録があり、申立期間後の期間は国民年金

被保険者記録があることは確認できるが、A社及びC事業所に係る被保険者記録は無く、同被保険者が申立人の記憶する元同僚であることを確認できない上、当該被保険者は、「A社及びC事業所で勤務したことは無い。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、上記被保険者のほか、昭和9年生まれから30年生まれまでの同姓同名の厚生年金保険被保険者12人を確認したが、A社及びC事業所での同被保険者記録は確認できず、申立期間において別事業所での同被保険者記録があること、及び前後の記録から申立事業所での勤務がうかがえないことなどから、申立人の記憶する元同僚であると認められない。

これらのことから、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで
私は、昭和27年1月29日にA社に入社し、46年10月31日に退職するまで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和27年1月29日から46年10月31日に退職するまでの間、A社に継続して勤務した。」と主張し、元同僚が作成した「申立人が46年10月末日まで在籍し、同年11月1日から別の会社に就職することになった。」旨記載した証明書を提出している。

しかしながら、A社が保管する申立人に係る退職願によると、「昭和46年10月30日付けをもって退職したい。」旨記載されており、同社の従業員名簿においても、申立人の退職日は同日であることが確認できる上、同社は、「当社が保管する退職願から、申立人は、同日付けで退職し、同月31日に資格喪失の届出、同月の厚生年金保険料は給与から控除していない。」と回答している。

また、申立人が記憶する元同僚3人に申立人の勤務実態について照会したものの、全員が「申立人が月末まで勤務していたかは不明。」と証言しており、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の資格喪失日は、昭和46年10月31日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 43 年 5 月まで

私は、昭和 40 年 4 月 1 日に A 社に入社後、同社 B 支店に配属され、42 年 9 月に C 社に出向したが、出向直後の同年 9 月から 43 年 5 月までの 9 か月間の標準報酬月額が前後の標準報酬月額に比べて低くされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 9 月に C 社に出向したが、出向直後の同年 9 月から 43 年 5 月までの 9 か月間の標準報酬月額が前後の標準報酬月額に比べて低くされていることに納得できない。」と主張している。

しかしながら、C 社が保管する昭和 42 年の人事記録によると、申立人は同年 9 月 11 日に A 社から同社に異動し、基本給が 3 万 1,000 円であることが確認できる上、同社は、「資料が無いので明言できないが、当社への出向時に基本給と見込み手当を勘案して報酬月額を算出し届出を行い、その後 43 年 4 月の昇給後に、各種手当等の実績を元に届出を行ったのではないかと思われる。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する、申立人と同時期に C 社に異動したとする元同僚二人のオンライン記録によると、申立人と同様に昭和 42 年 9 月 11 日の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は 3 万 3,000 円であり、その直前の標準報酬月額よりも低下していることが確認できる上、同社が保管する人事記録によると、当該元同僚二人の基本給も申立人とほぼ一致している。

加えて、当該元同僚二人は、「人事異動による標準報酬月額の下落は、事業所の事情によるものであると理解している。」、「私は A 社の支店では D 職で、

残業や休日出勤、宿直等があり、異動後の標準報酬月額の下落を特におかしいとは思っていない。」とそれぞれ証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月15日から36年2月1日まで

私は、昭和35年11月15日から36年4月16日までA社B製作所に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和35年11月15日からA社B製作所に勤務した。」と主張しているところ、申立人が記憶する元同僚及び元従業員の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は昭和36年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社は、「当社が保管する社内文書に「昭和35年5月1日より、臨時工、季節工ニシテ雇用期間ガ満2ヶ月ヲ越エル者ヲ翌月1日付デ従来ノ日雇健保ヲ脱退セシメ、健康保険及ビ厚生年金保険ニ加入セシメル」旨記載されていることから、申立人も同様の取り扱いであったと思われる。」と回答している。

さらに、A社B製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同一日に被保険者資格を取得している元同僚及び元従業員23人に文書照会したところ、10人から回答があり、そのうちの8人は、「事業所には昭和35年11月頃から勤務した。」と申立人と同じ頃から勤務した旨証言している。

これらのことから、事業所は、上記の社内文書に記載されている取り扱いどおりに昭和35年11月15日から勤務したと主張する申立人について、36年2

月 1 日に厚生年金保険に加入させる届出を行ったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。